

農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 新居田 弘文

1 日時

平成 23 年 6 月 8 日（水曜日）

午後 4 時 7 分開会、午後 5 時 22 分散会

2 場所

第 2 委員会室

3 出席委員

新居田弘文委員長、熊谷泉副委員長、田村誠委員、佐々木博委員、佐々木順一委員、

工藤大輔委員、平沼健委員、工藤勝博委員、吉田敬子委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

村上担当書記、米内担当書記、山舘併任書記、漆原併任書記、佐藤併任書記

6 説明のため出席した者

東大野農林水産部長、橋本副部長兼農林水産企画室長、徳山農政担当技監、

須藤農村整備担当技監、竹田林務担当技監、寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長、立花競馬改革推進室長、沼崎技術参事兼農村計画課総括課長、

小岩農林水産企画室企画課長、高橋農林水産企画室管理課長、大友団体指導課総括課長、

小田島団体指導課指導検査課長、菊池流通課総括課長、工藤農業振興課総括課長、

千田農業振興課担い手対策課長、鈴木農業普及技術課総括課長、

伊藤農村建設課総括課長、千葉農産園芸課総括課長、小野農産園芸課水田農業課長、

山田畜産課総括課長、渡辺畜産課振興・衛生課長、佐野林業振興課総括課長、

藤川森林整備課総括課長、赤澤森林整備課整備課長、佐藤森林保全課総括課長、

石田水産振興課漁業調整課長、大村漁港漁村課総括課長、

菅原競馬改革推進室競馬改革推進監

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

議案第1号 平成23年度岩手県一般会計補正予算（第3号）

9 議事の内容

○新居田弘文委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○東大野農林水産部長 委員会の冒頭にお許しをいただき、当部職員の不祥事について御報告とおわびを申し上げます。

今般、岩手県農業研究センターの男性職員が、器物損壊容疑により去る5月17日に逮捕されるという事案が発生いたしました。日ごろから部内職員に対しては、公務員として公務中ではもとより、日常生活においても県民の信頼を損ねるような行動は厳に慎むよう注意してきたところでありますが、こうした中で、部内職員から逮捕者が出たということは誠に遺憾でございまして、この場をおかりいたしまして、県民の皆様に深くおわび申し上げる次第でございまして。

今回の事態を受けまして、当部では職員の法令遵守について徹底を図るよう私から各所属長に申し渡しをいたしました。また、あわせて文書で通知したところでございます。今後一層県民の皆様からの信頼の回復に向けて、全力を挙げて取り組んでいく所存でございます。今回の事件を起こした職員の処分については、今後総務部において厳正に対処することとなります。大変申しわけございませんでした。

○新居田弘文委員長 これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

議案第1号平成23年度岩手県一般会計補正予算（第3号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費、第11款災害復旧費第1項農林水産施設災害復旧費、及び第4項庁舎等施設災害復旧費第1目庁舎等災害復旧費のうち農林水産部関係を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○橋本副部長兼農林水産企画室長 農林水産部の補正予算議案について御説明を申し上げます。

まず、議案（その1）の冊子でございます。1ページをお開き願います。議案第1号平成23年度岩手県一般会計補正予算（第3号）であります。4ページをお開き願いまして、第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、6款農林水産業費の補正予算額は125億8,373万1,000円でございます。また、6ページにまいりまして、11款災害復旧費の補正予算額は1項農林水産施設災害復旧費の725億1,153万5,000円と、4項庁舎等施設災害復旧費11億9,438万1,000円のうち、4億3,377万5,000円が当部所管のものとなっておりますので、当部関係の災害復旧費補正予算額は729億4,531万円となっております。総額855億2,904万1,000円を補正しようとするものでございます。

今回の補正予算につきましては、当部の前年度当初予算653億5,000万円余を大きく上回る規模となったところでございます。これは農、林、水の各産業分野におきまして、震災からの復旧、復興に必要となる対策として、国の1次補正予算に対応するとともに、国の

1次補正予算では不足する部分にも踏み込んだ内容で予算を計上させていただいたものがございます。なお、国に対しましては、引き続き2次補正予算での対応を強く求めてまいります。

それでは、補正予算の内容につきまして、予算に関する説明書により御説明を申し上げます。なお、金額の読み上げは省略させていただき、主な事業を中心に簡潔に御説明を申し上げます。予算に関する説明書の28ページをお開き願います。6款農林水産業費、1項農業費、2目農業金融対策費は、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づいて、被災農業者等へ天災資金を貸し付けた融資機関に市町村が利子補給を行う場合に要する経費に対し補助しようとするものであり、5目農業振興費の被災農家経営再開支援事業費は、被災農家が共同で行う農地のごみや異物の除去、土壌改良資材の投入等を支援しようとするものであり、東日本大震災農業生産対策事業費は、共同利用施設の復旧や農業機械の整備などを支援しようとするものであります。

次に、29ページをごらん願います。2項畜産業費、2目畜産振興費は、震災により死亡した家畜の化製処理や埋却、焼却などに要する経費について補助しようとするものであります。

30ページをお開き願います。3項農地費、3目農地防災事業費の団体営災害関連事業費補助は、被災した農業集落排水施設の復旧等に要する経費を増額しようとするものであります。

次に、31ページをごらん願います。4項林業費3目林業振興指導費の上から二つ目、木材供給等緊急対策事業費は、震災により被害を受けた木材加工流通施設等の復旧整備や原木の流通等に要する経費を補正しようとするものであります。5目造林費は、震災により発生した森林火災跡地の被害木除去に要する経費を増額しようとするものであり、7目治山費は、震災により被災した治山施設の復旧や県有防潮林の折損木及び瓦れきの撤去に要する経費を増額しようとするものであります。

32ページをお開き願います。5項水産業費、3目水産業振興費についてであります。まず説明欄の上から二つ目から四つ目までの事業につきましては、災害対応のための事業見直しに伴い事業を休止することとして減額しようとするものであり、漁業信用保証緊急支援資金貸付金20億円は、被災した漁業者等への漁業経営再建資金が円滑に供給されるよう岩手県漁業信用基金協会が行う漁業信用保証業務に必要な資金を無利子で貸し付けしようとするものであります。漁場復旧対策支援事業費は、海岸や漁場の瓦れき回収を行う漁業者グループを支援しようとするものであり、採介藻漁業復旧緊急支援事業費補助は、アワビ、

ウニ等、磯根資源の共同採捕や漁場を管理するための潜水機材等の購入に要する経費を補助しようとするものであります。次に、養殖用種苗供給事業費は、震災により確保が困難となっているワカメ、コンブ等の種苗を確保して、種苗の供給を支援しようとするものであります。11 目漁港漁場整備費は、漁場の漂流物や養殖場の堆積物撤去に要する経費を補正しようとするものであります。

46 ページをお開き願います。11 款災害復旧費、1 項農林水産施設災害復旧費、1 目農地及び農業用施設災害復旧費ですが、説明欄に記載の一つ目、農地等災害復旧事業費は、地震及び津波により被災した農地及び農業用施設の除塩を含めた災害復旧を実施しようとするものであり、団体営農地等災害復旧事業費補助は市町村、土地改良区等が行う災害復旧について、国が補助するものであります。また、二つ下の小規模農地等災害復旧事業費補助は、国の災害復旧事業の対象とならない小規模な災害について県が単独補助をしようとするものであります。

3 目治山災害復旧費は、震災による防潮堤の倒壊や山腹崩壊、土砂の流出など治山施設の災害復旧に要する経費を補正しようとするものであり、5 目漁港災害復旧費は、被災した県管理漁港の施設及び海岸保全施設の災害復旧等に要する経費を増額しようとするものであります。次に、6 目水産業用施設等災害復旧費ですが、共同利用漁船等復旧支援対策事業費 285 億 2,452 万円は、漁業の根幹である漁船等の早期復旧を図るため、共同利用漁船の建造や中古船の取得、修繕並びに定置網漁具の設置等に要する経費について補助しようとするものであります。

48 ページをお開き願います。説明欄記載一つ目のサケ・マス生産地震災害復旧支援緊急事業費は、秋サケに対応するため、サケふ化場施設の緊急整備に要する経費について補助しようとするものであり、水産業共同利用施設復旧支援事業費補助は、産地魚市場や水産加工施設などで使用する機器等の整備に要する経費について、補助しようとするものであります。続きまして、製氷保管施設等早期復旧支援事業費補助は、漁業協同組合等の製氷保管施設整備や、民間水産加工業者の機器購入経費等について補助しようとするものであり、水産業経営基盤復旧支援事業費は、共同利用の養殖施設や加工施設などの復旧整備に要する経費について、補助しようとするものであります。

7 目林業用施設等災害復旧費は、被災した森林組合事務所の復旧や事務機器整備等に要する経費について、補助しようとするものであり、8 目水産養殖施設災害復旧費は、ワカメ、コンブ等養殖施設の災害復旧に要する経費について、補助しようとするものであります。

51 ページをお開き願います。4 項庁舎等施設災害復旧費、1 目庁舎等災害復旧費につ

いてであります。説明欄に記載の当部所管の事業、漁業取締船等災害復旧事業費は、被災した漁業取締船岩鷺の復旧等に要する経費を補正しようとするものであり、水産技術センター施設災害復旧事業費は、本県磯根漁業の重要資源であるアワビ、ウニの種苗放流を早急に実現するため、種苗生産の中核施設である水産技術センター種市研究室の復旧にかかる詳細設計を行うとともに、本県水産業の早期復旧を技術的な面から支援するため、釜石市所在の水産技術センター施設を仮復旧しようとするものであり、所要の経費を補正しようとするものであります。

以上で議案についての説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○新居田弘文委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○工藤大輔委員 それでは今回の補正について、国よりも先駆けて事業を決定し、そして提案をされたこと、また事業者負担を軽減させるために、かさ上げをやっていただいたことにつきまして、深く感謝を申し上げたいと思います。

それで、今説明をいただきました中で質問をしていきたいと思いますが、最初に漁業関係の中の漁港、漁村の関係についてお伺いしたいというふうに思います。先ほどの本会議での質疑の中で、瓦れきの撤去については、平成23年度末に撤去するという形での答弁があったかと思います。今後漁港等の復旧に当たりまして、査定等を経て進んでいくかと思いますが、今後のそれらのスケジュールについて、お伺いをしたいと思います。

また、漁港関連施設の中で、集落排水の関係も入っていますが、これについては新しく建てたものについて、まだまだ返済しなければならないものがあるにもかかわらず、被害に遭ってしまったということで、今回市町村負担10分の1ということになっておりますが、その10分の1も厳しいというような声があると思いますので、今後どのような形で国にそれらの声に応えるために活動していくのかどうかお伺いをしたいと思います。

また、県単独事業として23億円ほど小規模な復旧事業ということに充てられておりますけれども、23億円、県単独ということで非常に額が大きいなと思いますが、災害ということの関係で、一連の中身の中で、これらも対象にならなかったものかどうか、あるいは今年度、国からの財政的な支援があるということで、このような対応をとったのかどうかお伺いしたいと思います。

○大村漁港漁村課総括課長 瓦れきの撤去の関係についてでございますけれども、先ほど

本会議でも御説明がありましたけれども、今年度末まで1年をかけて撤去するという予定になっております。漁港の復旧の関係につきましては、6月末から第1次査定が県北のほうから始まりまして12月まで、おおよそ20回の査定を予定しております。査定が終わり次第、本復旧に入りたいと思っております。しかし、査定を待っているという遅くなりますので、今67カ所の漁港で応急工事やっていますけれども、引き続き応急工事は実施してまいりたいと考えております。

それで、本県は沿岸漁業、サケが中心だということもございまして、サケの漁期が始まります9月までにはある程度岸壁で陸揚げができるような、仮復旧という形になると思えますけれども、そういった形で復旧をしたいというふうに考えております。その後は順次年が明けてから本格的な着手をしていくという予定になっております。

それから、関連のほうの集落排水の関係ですけれども、今のところ市町村で整備された下水は今のところ20カ所ぐらい大きい被災を受けている状況になっております。それで、ある程度高率補助になっておりますので、この高率補助でもって市町村の方々が事業主体で直していただくのですが、調査に対する補助金がないということですので、それについて今のほうにも要望していただいているところです。1カ所当たり調査には1,000万円近くお金がかかるということですので、これも何とか国の補助をいただけないかということで今、上のほうに要望しているところでございます。

それから、県単独の災害復旧23億円余を計上させていただいておりますけれども、やはり規模が大きかったということもございまして、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の該当にならない箇所、金額で申しますと120万円以下の小規模なところもございしますので、そういうところはどうしても国庫では見ていただけないということで、こういう形になっております。それから、もともと対象になっていない背後の用地の舗装がめくれたとか、そういった形のものも、もともと公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の該当になっていない。そういうところも直さなければいけないということで、その積み上げの結果、23億円余という形になったものでございます。

○工藤大輔委員 最初の瓦れきの関係なのですが、漁場の定義ですけれども、例えば県南のほうでいくと、湾の中のもののが漁場という感覚で位置しているのか、また北部のほうに向かうと大体一帯が漁場というふうな関係で、漁業者からは瓦れき等がかなりあると、いろんなものがあって、まだまだとらなければいけない状況にあるけれどもというふうな形で声が多く聞かれますけれども、それら漁場の定義と、今回のこの事業、沖合どのぐらいかとか、設定されている基準についてお示しをいただきたいというふうに思います。

○大村漁港漁村課総括課長 瓦れきにつきましては、まず漁港区域というのがございまして、漁港区域の中の船をとめておく船だまりと航路につきましては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法ということで、災害復旧事業のほうで撤去するということになっております。区域より外は一般漁場ということで、うちのほうではこの漁場については撤去するという方針になっておりますので、広範に考えております。

先ほど、調査をしてからと言っておりましたけれども、この調査といいますのは区画漁業権の養殖をやる区域、あと定置網を設置する区域、この区域につきまして、まず調査をしまして、早く定置網が設置できるようにすると。それから、秋にはワカメの養殖をしなければいけないということで、そこを中心にまず調査をして、撤去をするという方針で今おります。

○工藤大輔委員 了解しました。次に、養殖関係についてお伺いしたいのですが、種苗関係の事業費が盛り込まれています。これは漁協でやるものと、あと個人で養殖をする方向のものも入っているのではないかというふうに思いますが、生産者への配分というか、購入等をした際に、どのような形で配分をするのかどうか。あわせて設備、養殖棚とか施設の復旧費も盛り込まれていますが、先ほど来、共同利用施設、個人施設、40%程度の復旧だというふうな答弁があったかと思いますが、それに大体間に合うような形なのか。あと今後、種苗購入が生産も含めてさらに必要だと思いますが、どのような対応をしていくのか、お示しをいただきたいというふうに思います。

また、今回、共同利用漁船等の復旧支援対策事業費の関係なのですが、浜の人の声を聞いてみますと、共同利用という観点で漁船を利用したいという声が意外と少ないなというふうな感じに思っております。全体的に今回3,550隻ということなのですが、制度において何か課題があるのかどうか、あるいは周知がまだまだ不十分なのかどうか、あるいは中古を購入したから大体間に合っているのかどうか、現状も含めて認識をお示しをいただきたいと思えますし、定置網等8割ぐらゐの復旧をさせるということですが、残り2割については今後どのようにするのか、お示してください。

○寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長 まず初めに、種苗の確保の事業についてでありますけれども、この中ではワカメ、コンブ、それからホタテ、カキ、それぞれをその必要に応じて種苗生産の委託をし、あるいは放流を進めていきたいということを考えております。これは今まだ漁業者は瓦れきをとって、その後、施設をどうしていくのかということこれから地元の中で検討していきます。今声が強いのは、やはり早く収入が上がるワカメについて何とかしてほしいと、その次はコンブというようなことですので、まずそれらについて、種苗の生産委託をしたり、購入をするように進めていきたいというふうに思っております。地元のほうの状況を見ながら、要望を受けながら、進めていきたいと思っております。

それから、施設のほうも4割程度の復旧をとということで、今考えておりますけれども、これについても今民生的なダメージを受けたり、漁港もようやく瓦れきの撤去が始まった中で、最初のうちはもうだめだと思っていた方も、瓦れきの撤去をすることによって徐々に意欲を増しているところもあれば、さらにこれが漁場の瓦れきの撤去になって、いざ敷設をすると、あるいは船も購入になってくれば意欲が出てくるのではないかと。その意味で、今回のこういう事業が現実になれば漁業者もこれからやる気が出てくると。そういうのにあわせて、何とかまず第一段はこれぐらいの整備を進めていきたいということで調整しているところであります。

それから、共同船のほうにつきましても、制度上、激甚災害の場合の仕組み、これは共同利用ということで5トン未満船の新規の購入、これも変えることはできません。そのかわり、うちのほうで予算措置をした船の購入、これらも一定のルールのもとでやって、個人がその中で自分の船の補助を受けるという仕組みにはなっていないので、そこら辺は漁協のほうといろいろお話ししながら、漁業を継続できるような形で自分たちも折り合いをつけていくということが必要ではないかと思えます。今はまだとんでもない事態が起こっていますので、そこら辺もある程度やむを得ない部分もあるのかなというふうに考えて、この制度の中で、ぜひ漁船の確保、操業に生かしていただければというふうに思っています。

それから定置網の復旧についてですけれども、最初はかなり壊滅的かと思っていたら、流失した船もそれなりに陸の上にあたりして、それを海におろして修繕しながら使えるとか、漁協によっては既にもう発注をしているとか、そういうようなパターンがありますので、それから網のほうも若干高いところに保管してあった組合もあり、あるいは流失した網も、それぞれ自分たちで探し出し、修繕をし、使えるようにしたいということで、今のところ、何といてもサケは9月に必ず戻ってきます。漁協経営の半分を占めている重要な収益源でありますから、漁協としても何とでもこれを進めたいという思いがありますので、我々もここら辺まではぜひ進めていきたいというふうに思っております。

○工藤大輔委員 確かにまず秋まで、サケが帰ってくるまで、定置網を復旧させるというのは漁協経営においても非常に大きい課題だと思いますし、早急に対応しなければならないわけですが、新しく定置網をつくるということもあると思いますし、また、今回一部補修で済むところもただいまの説明のとおりだと思いますが、サケが帰ってくるまでの間、県内の漁協、それぞれ個人のものも含めて、どのぐらいの定置網が復旧できそうかという見通しが立っているのかどうか。どのような形で認識をしているのかお伺いします。

○寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長 今、団体指導課のほうでは、漁協のほうを回り

ながら、それぞれの考え方、復旧の状況を聞いてきて、私のほうもそれをお伺いしながら、ある程度漁協の意欲ですね、そういうところをやりながら、この事業を使って何としても施設の復旧、中には本来サケ定置網をやる場合は本網と、やはり海藻がついたりして、あるいは付着物が付いたりして、途中でかえないと魚が入らなくなりますので、かえ網というのがある、セットになっているのですけれども、今回かえ網までは難しいというふうに考えている漁協もあると。一本だけでもまずこの事業で購入し、盛漁期をねらってやりたいというようなところも場合によっては出てくるかと思えます。漁協ごとの状況の中でも、何とか操業できるような形で支援していきたいというふうに思っております。

○工藤大輔委員　今回かなり踏み込んだ補正予算によって、漁協でも各漁協での復興計画をより立てやすくなってきたのではないかなというふうに思うわけですが、今後、復興計画を各漁協はいつごろまでに、またどのような形で計画をつくり上げ、さらにそれに向かって進んでいくかということを細かくフォローをしていただきたいというふうに思いますが、その辺についてのめどをお示しいただきたいというふうに思います。

また、今回の議案とはちょっと違うのですが、畜産関係で、放射性物質が滝沢村等のあるエリアの牧草で検出されて、一時的に生産者の不安が高まったわけですが、今はその状況は回避されているかというふうに思いますが、マーケットに何か反応があったのかどうか、あるいは今後も含めて心配をされる要素の一つになってくるわけですが、生産また屠畜等、あと販売において、現状で何か大きく変わったことがあれば、お示しをいただきたいと思えます。

○寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長　各漁協の復興計画についてでありますけれども、私たちが各漁協ごとに復興方針、復興計画、最初のうちはある程度ラフなものでもというふうに思っております。各漁協からそういうものをつくっていただくように、これから回っていく予定にしております。その動き始めには、やはり今回の補正予算議決後に、こういう事業、設備ごとにメニューがありますと、こういうことを各漁協でどのように自分たちの漁業生産活動のために使っていく考えか、こういう補助率はこうだとか、いろいろなことを示しながら回ってきたいと思えます。

ただ、各漁協いまだに、例えば民生的な部分で、瓦れきが多く、遺体の収容に時間がかかったところは、今ようやく港の瓦れきを撤去中というところもございますので、漁協によっては、なかなかすぐにはいかない部分もあると思えます。要するに、漁業者のほとんどが避難所暮らしという地区もありますので、そういうところで漁協もまた仮事務所なり、あまり設備のないところでやったりしておりますので、若干そこら辺いつまでというのはなかなか決めがたいですけれども、この事業にやはりそれぞれどうなっていくのか、これ本県ばかり

ではなくて、宮城とか福島とか、各県もありますので、そこら辺はある程度時間も置かずに出さなければ要望どおり整備しがたくなりますので、そこら辺も勘案しながら、それぞれの漁協に早く回って行って、計画づくりをお手伝いしていきたいというふうに思っております。

○山田畜産課総括課長 牧草から放射性物質が検出された件についてでございますが、本県を三つの区域に分けまして、三つの区域それぞれ県内5点を調査しまして、滝沢村にある畜産研究所で採取したサンプルから暫定許容値 300 ベクレルを超える 359 ベクレルという値が出てきてまして、直ちに滝沢村を含む県北の西部地域という三つに分けたうちの一つの、全市町村について早急に放射性物質の牧草の調査をいたしまして、そこからは各市町村とも低い値が出まして、許容値を下回ったということで、その分については牧草の利用については改善をしております。

それから滝沢村については、村の中を同じように国と協議しまして、三つのエリアに分けまして、西部、中央部、東部と分けまして、西部、中央部についてはすぐに調査をいたしまして、これも許容値を下回る結果が得られております。それから、滝沢東部につきましては、今後、乳牛と肥育牛が対象になりますけれども、359 ベクレルという値、それにつきましては今後3回の調査をして、許容値を下回った場合、解除していくという国のルールに従った取り組みをしていきたいと考えております。

それから、反応があったかということでございますが、県の畜産課のほうにも、環境生活部のほうにも、生産者の方から、それから消費者の方から、牛乳とか、それから牧草を利用していいのかというような問い合わせはかなり来ております。それについては、放射性物質の許容値の考え方をきちんと御説明申し上げて、ある程度御理解をいただいていると思えます。

それから、先ほど言い忘れましたが、畜産研究所で放射性物質の許容値を超える値が出てすぐ、県北の西部地区にあるクーラーステーションの牛乳をすべて6カ所調査しまして、その牛乳については不検出という結果が出ておりまして、それらをあわせてお話しすることで、丁寧に御説明することで消費者の方の不安が解消されているというふうに考えております。

今後につきましては、ほかの県の状況とか、あとは福島県原発の状況とか、それから環境生活部で実施しております、大気中の放射線量の調査等の推移を注意深く見守っていきたいと考えております。

○工藤大輔委員 エリアの設定も広いエリアでとらえてしまいますと、検出されない地域もかなり対象のエリアになってしまうということで、国の基準でそのようになっているのかどうか把握していませんけれども、可能なのであればエリアの設定、例えばもう少し細かく分けて、仮に検出された場合の牧草であったり、エリアを少し狭める方法は何かないのかどうか検討等もしていただければと思います。余りにも遠いエリアで発生したなと思っても、一帯でとらえてしまうとそこまで対象となってしまうというところと影響がさらに大きくなってきますので、適切な対応をよろしくお願ひしたいと思ひますし、また、そういった中で、水産においても放射性物質が流されていたということで、心配が広がっておるわけですが、価格等に風評被害等が何か出ているのかどうか、全国的には被災県のもの積極的に購入してもらふ動きが強まっているわけですが、そういった方々の半面、値段が安くなっているということも想定をされますが、いかがでしょうか。

○菊池流通課総括課長 まず、畜産物について申し上げますと、放射能の絡みで御説明するためには、一つは肥育牛の話と、それから牛乳ということになるわけですが、少なくとも牛乳については、今のところそういう状態はありません。それから、肥育牛でも黒毛和種と短角牛がある中で、短角については、これから放牧するものの出荷は来年になりますので、当面そういう課題は出ておりません。黒毛の肉に関しては、震災発生前と比べますと若干値段が下がっているのは、そのとおりでありますし、ニュース等でも報道されております。これは、いわゆる震災による食生活なり、経済活動の低迷に伴って、いわゆる高級な肉の需要が減っているのでありまして、今のところ放射能に関連しているという話は市場の関係者からも聞いてございません。

それから、我々が把握しているところの水産物で、宮古市で漁獲されましたスケソウダラの値段が下がっていますということをご心配しているところをいろいろ調査をしておりますが、それも放射能ということも、全くとは言えないので、外国の動きが読めない部分がありますが、国内でいいますと、ちくわとか、かまぼこを生産する水産加工業者の方々の生産活動がとまってしまっていることに伴う値段の下落が最も大きな要因であるというふうにご考えております。

○山田畜産課総括課長 先ほどのエリアの設定の考え方でございますが、最初は県を3カ所に分けて、三つの区分で分けましたけれども、そこで許容値を上回る値が出た場合は、うちの県は国と協議をしまして、直ちに市町村単位に分割して12市町村、県北、西部がございましたけれども、12に分けて調査をいたしました。国の基準では3カ所やれということになってはいますが、うちは精度を下げない、高めるということで各市町村ごとにエリアを設定しました。それから滝沢村につきましても3カ所に分けてエリアを設定するなど、委員御指摘のとおり、きめ細かに検査できるようにした体制で検討しているところでござ

います。

○平沼健委員 今回の震災復興ということで、農林水産の生産の方からは今回の補正、とにかく漁業、水産について、それなりに踏み込んだ事業費を計画してくれたなど、本当にありがたく思っております。

これ確認ですけれども、先ほど船の話が出ましたので、それはお尋ねしませんけれども、養殖施設、それから定置網あるいは定置網の漁具の設置の経費の補助とかがあるのですけれども、もう少し具体的に詳しく話をさせていただきたいのですが、さきにいろんな話を聞いてみると、例えば復旧をするのに養殖施設の整備については、残存価値の掛ける何%という話を聞いたことがあるのです。ただ、そうなってくると、額的にというか、大分低い額になって大変だなという思いがあるのですけれども、そういうことが今回は取り払われたのか。これは、養殖施設に限らず定置網の整備というのはどのようなことをされるのか、その辺もあわせてお聞かせいただきたいというふうに思います。

続けます。今度は林業の関係ですけれども、木材の加工が製材、あるいは合板、その他いろいろな加工部門が海岸に近いということもあって、今回岩手県沿岸のみならず宮城、それから福島も大きなダメージをこうむっているわけですし、それで木材加工の復旧に対して今回12億円強の補助金が上程されております。これは事業費の2分の1ということがここに書いていますね。従来から見ればこの2分の1は相当大きいというか、頑張ってもらったと思っております。ただ、今回のような、こういう大きな災害のときの農業とか、あるいは水産業と比較すれば、やっぱり何かしらもう少しここに対するかさ上げ的なものがなかったのかなという気がしないわけでもないのですね。というのはそういう川下がダメージが大きいものですから、林業が今本当に動いていないのですね。いろんな事業を山でやっても、それを買い受けるところが減ってしまったものですから、一部は県外のほうに持っていっているところもありますけれども、全然足りないというか、そういう意味で今、林業も、山のほうも大変危機的な状況を呈しているというのも、これもそこにはあります。そういう意味で、今回に限らず、また次もこういうことが出てくると思うのですけれども、何かしら設備投資額が各企業体大きいはずですので、その辺を踏まえてかさ上げというものを何かお聞かせ願えればと思っております。

それから農業の関係ですけれども、今回の地震で各地域が大きな地盤沈下をしていますね。私の選挙区の宮古市でも50センチ地盤沈下しましたし、南に行くに従って地盤沈下の数字が大きくなっているようです。70センチとかというところもあるようです。そういうところで、従来どおりのそういう業というか、なりわいをするというのもしがなかなかなという人も大分出てきておまして、それで高台に移転をして、そういうなりわいを

再度考えたいという人もあるわけですし、ただここからは各市町村の課題だと思うのですが、けれども、農業委員会が農地転用というか、そういう農業振興地区であれば農地転用の審査が遅いというか、なかなか進まないのだというようなことがあって、これは直接県には関係がないと言われるかもしれませんが、最終的には県にも関係があると思いますので、その辺のようにお考えなのかということをお聞かせをいただきたいと思います。

それから、最後というか、また戻って済みませんけれども、養殖施設に関して、けさの新聞で宮古市が9分の8の補助だと書いていましたね。これは宮古市だけに限らず、これから養殖施設の整備というものが各漁協あるいは個人で始まるわけでしょうけれども、この9分の8の補助というのは、県あるいは国、そういうところが9分の8、そして9分の1を漁協という形のような形ですけれども、この補助の比率というのは、県内の各養殖施設整備をする場合には同じような形をとっていくのかどうなのか、それと先行して宮古市が決めたわけですけれども、この場合には遡及して、さかのぼって宮古市には国のそういうような補助というのが当てはまっていると思うのですけれども、その辺の確認もしながら、お聞かせいただきたいと思います。

それから、最後に港というか、海岸に面するところに、宮古市に限らず釜石市も大船渡市も工業団地があります。これは農林水産部の管轄ではないと思いますけれども、あえてお尋ねしますけれども、要するに県の誘致でもって各企業体がそういうような港に、工業団地に立地してきたわけですね。ところが、今回のこういう大きな地震、津波でもって全部持っていかれたと、さらに地盤が沈下したというようなこともあって、やっぱり従来のところ、またそこで業をするのかということで、今そういう悩みが皆さん方あるわけですし、それでひとつ、これは提案ですけれども、企業誘致の方々にもお願いはしてありますし、それから県土整備部の港湾課にもそういうような話はしてありますけれども、一たん買った値段で買い戻すわけにいかないのかどうかということですね。その原資をもとにして、そこにまた再度いろんな設備投資をして、地域の雇用を守っていくという、そのようなことが、これは必要ではないかなと、私は思っているのですけれども、管轄外だと言われればそのとおりだと思うのですけれども、ただ一つのそういう農、林、水というような形で、特に林業振興という形でとらえて、何かお話があれば承りたいと思います。以上です。

○寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長 まず初めに、定置網の施設整備についてでありますけれども、定置網につきましては材料費と、それから設置費、すべて対象になってきます。定置網の場合、垣網から身網、箱網、これでワンセットなわけですけれども、これの一括が基本的なパターンですけれども、今のところ遮断する垣網、これを一つ、それから身網も一つ、それから箱網も一つと、この三つのパーツであれば、部分的なものも可能というふうになっています。したがって、その設置費まで対象になるということでもあります。

それから、養殖施設につきましては、今回事業の中で、激甚災害絡みの事業、これが水産養殖施設災害復旧費というところは激甚災害でありまして、ここに二つのパターンがあります。一つは個人の養殖施設の整備、もう一つは共同利用、漁協等が事業主体となっている。本県はこの例が多いわけですが、共同利用の施設があります。養殖施設の場合、チリ地震津波のときは、個人施設しか対象にならなかったものですから、宮城が圧倒的な施設整備をして、本県ではほんのわずかしかなかったわけでありまして。

今回、個人施設であれば、先ほど委員からお話がありました残存率の高いパターンということで、個人の場合はいつ整備したかわからない、流されて、資料がなくてわからないということで、国のほうで残存価格を4分の3に見て、それに補助率の10分の9を掛けるということで、かなり高率になってまいります。ところが、共同利用施設の場合は、いつ設備したのか、県なり、国なり、市町村の補助なものですからわかるということで、そういう高い残存率を掛けることが、なかなか古くから設備していれば耐用年数が非常に低い、あるいはゼロになってしまいますので、これよりはむしろ普通の整備、個人で整備するような形で、これが事業名で水産業経営基盤復旧支援事業というところで、養殖施設の復旧整備という項目があります。この中でいけば、国庫が3分の2、それから県の補助というような形で、従来、通年であれば強い水産業交付金の中で補助率、国庫2分の1ぐらいになってきているのですけれども、今回は国が3分の2をつけて、県もこれに9分の1をつけていると。先ほどの宮古市の場合は、さらに市として9分の1をつけたということで、けさの新聞に載ったものというふうに思っております。そういう形で、まだ国のほうで2次補正で定めてない部分が、この事業の整備ということでありますので、ここで何とか漁業者が高率の補助でやっていければというふうに思っております。

○佐野林業振興課総括課長 木材供給等緊急対策事業費による木材加工流通施設整備、いわゆる合板工場等の復旧に要する補助でございますが、確かに2分の1という補助であります。残りなかなか厳しいということでございますが、まず本事業の国の補助スキームにおいて、まず国が2分の1、事業者が2分の1となっております。県の負担が求められていないところでございます。

また、通常の災害復旧対策では、交付対象とならないような民間の事業主体における事業について補助対象とされている。さらに、残存価格とかの縛りがなく、所要額の2分の1という特段の措置が講じられているところでございます。なお、本県の厳しい財政事情を考慮いたしますと、なかなかさらなる額については難しいのかなと考えておりますが、今後復興に向けた2次補正予算等において、国に対してさらに手厚い支援が講じられるよう求めてまいりたいというふうに考えております。

○竹田林務担当技監 港湾に立地する工業団地、林業関係、特に合板が宮古、大船渡に立地しているわけですが、委員御提案のあった買い取り価格で一たん県が買い戻したらどうかという御提言につきましては、ちょっと答弁を控えさせていただきます。関係部局に伝えさせていただきます。ただ、今後のこういった林業関係、特にも合板工場は、本県の県産材 30 万立方メートルという大量の量を消費しておりましたので、大変重要な加工施設でございます。その立地のあり方につきましては、これまで外材を使うという原料立地型の工場でございますので、そういった港湾に立地した工業団地につくられたというふうな経緯がございますけれども、今言ったとおり国産材、本県でいえば県産材に原材料が 7 割の使用率という形でシフトしてきております。

そういったことからすれば、必ずしも港湾に立地しなくてもいいのかなということではありますけれども、大量の丸太をストックしておく用地的な面、広さが必要であります。沿岸部で広大な用地を確保するというのはなかなか難しいところもありますけれども、そういったもろもろな総合的な考えで新たな立地を考えていく必要があるかと思えます。今言ったように外材から国産材へという動きがありますので、必ずしも港湾でなくてもいいのかなという部分は我々も思っております。

○東大野農林水産部長 私からは農地転用の関係と、あと今回の補助率の考え方について、2 点お答えさせていただきます。

最初に、農地転用の関係ですけれども、この件に関しましては、個別でもさまざま各地域で問題になっているということも聞いておりますし、首長さん方もいろいろ地域づくりしていく上で一つの課題になっているというふうに聞いてございます。私も農地をしかるべく確保していくという立場でございますので、言ってみれば虫食いの開発、農地が減っていくというような状況は決して望ましいことではないというふうに認識してございますけれども、ただ今回の被災を受けて、地域が地域として土地利用の計画を全く見直して、その上で農地はこうあってほしいというようなことであれば、それを全く否定するものではないので、そういった動きであれば私たちが対応しやすいというふうに思います。

そのような意味で、先ほど既に売却してある工場用地の買い戻しのお話もありましたけれども、地域が地域としてある一定の計画の中で利用するのだと、それに対応してというような形ができてくるのであれば、我々としても非常に対応のしやすいお話だと思いますが、個別案件でということになると、なかなか難しいと正直申し上げなければならない状況です。そういうふうに考えてございました。

あと養殖施設等の今回の補助制度、国単独で3分の2、あるいは国と県で合わせて3分の2という補助が基本になっている事業がございます。残りの3分の1がもともとの国のスキームでは事業主体の方がそれは出してくださいというスキームなわけですが、これでは負担が大きいということで、本会議でも答弁させてもらったとおり、それを県と市町村と事業主体と3者で分割しようというような考え方で、県としては県単独で、残った3分の1の3分割のうちの3分の1、ですから9分の1になるわけですが、それを加算しようということで、今回の予算を提案させていただいていました。ただ、残るのが、結局9分の2になるわけですが、それについて、想定としては市町村と、それから事業主体の漁協なら漁協ということの想定ではあるのですが、それについて、きょう私も新聞で拝見しましたが、宮古市はいち早くそれについては市として出すのだという姿勢で予算措置なさったようです。ただ、各市町村は市町村で事情がまたこれありというところもあるので、今回の予算の提案の中では、定額というような形で表現させていただいて、必ず市町村の予算を通すという形ではなく、市町村の予算は通さずに事業主体のほうに直接補助することも想定しながら、具体的に事業を進めていく上で進めやすい方法を考えながら、今回の補助事業については進めていきたいと考えてございました。

○平沼健委員 今まさしく農林水産部長が言うとおりのことか、その話、確かにそのとおりなのです。ただ、個々の事業所のために訴えるとなると、そこに立脚しているいろいろな産業があって、そこは同じ思いでいるわけですし、だから一たん買い戻して、それを逆に借りるのだと、平米何ぼか、坪何ぼかわかりませんが、それで20年ぐらい期限を切って借り受ける。そうしないとなかなか一時的な資金繰りが難しいと。皆様方は中小企業ですのでね。そういう思いで訴えた次第でございます。おっしゃる意味は確かにそのとおりなのです。今そういう思いもあるということだけ、御理解していただければありがたいと思います。

それから、最後に、今回いろいろな補助金が今盛んに申請されたり、あるいは申請の準備段階のところもあるのでしょうけれども、申請のための事前審査とか、そういうことも物によってはあるし、物すごく事務の書類が多いのです。公金をいただくのだから、補助としてですね、確かにそれらも必要だと思うのですが、半面大きな津波でみんな書類を持っていかれた事業所がこうやって申請するわけですし、そうすると人もいない、あるいはそういう過去の書類も全くない、そういう中であって、やっぱり今回特別だという思いをもっと前面に出して、簡便化ができないものかなと思っているのですが、申請書類ですよ。その辺はもう少し簡略的にできないものなのではないでしょうか。それを聞かせてください。

○橋本副部長兼農林水産企画室長 補助金、非常に煩雑な手続を通常どおり行うということについては、事業主体にとって大変大きな負担になるのではないかと、おっしゃるとおりだというふうに思っております。特に漁協等におかれましても、事務所機能を喪失している

ような場合、あるいは事務機器、さらに帳票類等についても流失し、大変把握が困難というような状況も見受けられますので、補助事業の執行に際しましては、極力そういった状況を勘案しながら、できるだけ事業主体の事務的な負担の軽減化について工夫をしながら、一緒になってサポート等もさせていただきながら実効性のある補助事業として進めさせていただきたいというふうに考えております。

○熊谷泉委員 私のほうからサケ、マスのふ化場についてお伺いいたします。今回 24 億 716 万円という予算ですが、27 カ所のふ化場のうち 19 カ所が被災されたということですが、今回 24 億何がしでどのくらいの復旧が見込まれるのか、あるいは毎年だと 4 億 1,000 万尾という稚魚が放流されているのですが、ことしは大体これでどのくらいの稚魚が生産されるものか、お伺いいたします。

○寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長 現在被災のない施設もございます。それは 7 施設、それから今回この事業の中で何とか乗って施設整備、来年の春の放流に間に合うようになっていけば全部で 22 施設が 2 億 5,000 万尾ぐらい種苗に持っていきたいと。今年度は 3 億 7,000 万尾、その前まではずっと 4 億 3,000 万尾から 4 億 4,000 万尾ぐらいで来たわけで、若干今業界の中で意図的に 3 億 7,000 万尾のはずだったのですが、それが流失してしまったものですから、今後、これから来春に向けては 2 億 5,000 万尾ぐらいを生産できればというふうに考えております。

○熊谷泉委員 しかも議案説明書の中では復旧整備と、今後の生産体制等の調査検討という説明もありますが、この調査検討の意味するところはということなのですか。

○寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長 ふ化場がダメージを受けたあり方は、それぞれ本当にひどいところもあれば、かなり上のほうの配管とか、電源盤とか、そういうところだけというところもあつたりで、状況がそれぞれ違うわけでありまして。しかし、井戸の水、サケは過密にならない健苗をつくるということが我々の指導している一番のところでございますので、健苗とは何かということでもありますけれども、それに規定されるのが飼育しているときの水量、それから池の面積、これ過密にならないようにと。水が少なければ酸素不足になって弱い魚になってしまう。こういうところを調べながら、そのふ化場がどのくらいの生産ができていくのかというようなことを調べていって、健苗育成に努めていきたいということで調査するものであります。

○熊谷泉委員 山にいる者の素人考えですが、今回約 2 億 5,000 万尾が可能だということですが、例年に比べると 1 億何がし少ないように感じますが、これはふ化場で、河川によって、そこで放流しなければ 4 年後にその漁場が上がってこないということで、それをある

意味県内で分配する予定があるのか、あるいは先ほど申しました素人考えですが、北海道には国のふ化場がいっぱいあるわけですが、その辺から稚魚を購入して放流するという方法等があるものかどうかお伺いいたします。

○寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長 今、そういう調査をしながら、そこが着手できるのかなわけですから、これは少なくともやむを得ない。ただし、放流できない河川については、魚はどの河川にも戻ってくると思われます。捕獲しながらその稚魚をどうしていくのか、あるいはちゃんとした生産できるふ化場で採捕したものを飼育して、ふ化できない河川に放流するとか、ここら辺はこれまでも放流のやりとりの中で、やっぱり不漁、豊漁それぞれありましたから、そういう中でやってノウハウがあります。そういう形でやるとか、あるいは海中飼育をやってきて、今のところまだ皆様の状況も見なければなりませんけれども、より効率的な飼育生産をやってきているわけですから、これはふ化場の状況を見ながら、業界のほうでやりとりをし決めていくし、我々もその中に参加しながら、より良い方法を含めて立ち上げさせていきたいというふうに思っております。

○吉田敬子委員 森林林業関係について、何点か質問をさせていただきます。今回の予算に関する説明書の中の48ページに、森林組合機能回復支援事業費補助があるのですが、私も県の森林組合、事業者にお話しを何点かさせていただいたのですが、被災地域の各自治体の森林組合の被害状況等の、県で把握されていることを教えていただきたいことと、その被害に対して今回施設等、先ほど機能の回復のための支援ということだったのですけれども、具体的に教えてください。お願いします。

○大友団体指導課総括課長 森林組合の機能回復支援事業についてのお尋ねでございますけれども、これにつきましては、県内の森林組合で、今回の津波等によりまして被災を受けました森林組合の機能回復が必要だということで、今回事務所の本所等が4カ所で被害を受けておりますので、全く事務所が使えないとか、あるいは事務データが流失しているところがありますので、そういった機能が早期に回復するよということ、1施設当たり、基本額として300万円程度、これについては事務所の改修費あるいは事務機器の整備費、あとはデータの復旧経費等で必要なものに充ててもらおうということ、予算措置したものでございまして、こういったことによりまして、さまざま森林林業再生プランとかいろいろ取り組む、そういう基盤になるように支援するということ、予算措置したものでございます。

○吉田敬子委員 ありがとうございます。きょう県のほうから復興基本計画についての資料をいただいた中で、バイオマスを含めた自然エネルギーに関する記載等が県で全くなかったのが大変残念で、先ほど平沼委員からもお話しありまして、林業再生のために、今回のピンチをチャンスに変えるためにも、木質バイオマスを含めた普及利用促進をさら

に強く打ち出していくことが大事だと思っております。今回の補正予算の中には組み込まれてないのですが、今後の県の方針として、林業施策の中に経営の再生健全化のためにも、林業の中に環境エネルギー政策も統合した施策の立案がこれから必要だと私は考えているのですが、農林水産部としては、今後どのように考えられているのか教えてください。

○東大野農林水産部長 木質バイオマス関係でございますけれども、実は先週末に知事が国の復興構想会議の中で提案した特区構想の中には、一つ林業関係の構想が入っていて、その中では木質バイオマスを意識した特区の提案をしております。ただ、復興計画の中では、直接的にそれに携わるところが被災したとかという状況ではございませんので、ちょっと緊急、短期、長期的な取り組みの中に織り込むわけにはいかなかったという事情がございますけれども、ただ林業振興をしていく中で、当然今お話しがあった項目については検討していくべき事項として認識しておりますので、取り組みは進めてまいります。

○新居田弘文委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。以上をもって、本日の審査を終わります。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。